

平成19年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

1. 評価目標

基本目標			
破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。			
達成目標1			
国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。			
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	—
指標2	地方公共団体からの情報提供 要請に対する対応状況	目標値等	—
達成目標2			
破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。			
指標	提供情報の正確性、適時性、 迅速性	目標値等	—

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

- ア オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持しており、多くの国民が依然として不安感を抱いている。
- イ 国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、こうした懸案を解決するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

(2) 目的・意図（施策の必要性）

- このような状況の中、我が国の公共の安全を確保するためには、
 - ア 教団の活動状況及び危険性を解明し、要件が整えば再発防止処分の請求を行うほか、関係地方公共団体の長の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供することなどを通じて、教団の有している危険性の増大を防止し、国民の不安を払拭する
 - イ 政府・関係機関に対し、我が国の公共の安全に関するより確度の高い情報を適時・適切に提供する
- ことが必要不可欠である。

(3) 施策の実施方法

- ア 教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開しつつ、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行うなど、教団に対する観察処分を厳正に実施する。また、関係地方公共団体の長からの調査結果の提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- イ 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供する。また、より確度の高い情報を適時に提供するため、①情報収集及

び分析・評価能力の向上，②情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど，時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応，③外国関係機関等との連携強化，④情報ニーズの把握を行う。そのほか，内外の公安情勢に関する情報の一部については，引き続き，ホームページに掲載して国民への情報提供を行う。

(4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには，

- ア 達成目標1としている「オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」ことにより，教団の有している危険性の増大を防止し，国民の不安を解消するとともに，
 - イ 達成目標2としている「破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」ことにより，国際テロや北朝鮮に関する諸問題等我が国の公共の安全の確保にとっての重大な懸案事項に係る政府の施策遂行に寄与すること
- が必要となる。

また，達成目標1の達成度合いについては，教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか，立入検査をどの程度実施したのか等について総合的に分析することが適当であるとの考えから，指標1として「活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数）」を設定した。そして，国民の不安感払拭の観点からは，調査を実施するだけでなく，関係地方公共団体の長からの調査結果の提供請求に対しどのように対応したかを測ることも必要であることから，指標2として「地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況」を設定した。

達成目標2の達成度合いについては，我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中，その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性，適時性，迅速性を持って政府・関係機関に提供できたかどうかを測ることが適当であるとの考えから，指標として「提供情報の正確性，適時性，迅速性」を設定した。

3. 測定方法等

達成目標1については，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力，危険な綱領の保持等）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査回数，施設数，動員した公安調査官数，関係地方公共団体に対する調査結果提供件数を含む。）。

達成目標2については，情報の提供状況を検証し，その正確性，適時性，迅速性に基づき評価する。

4. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は，教団に対する観察処分の実施のため，無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定に基づき，必要な調査を行ったことに加え，平成19年度において，合計18回にわたり，延べ41施設に対し，公安調査官延べ683人を動員して立入検査を実施した。

なお，教団運営をめぐる対立から分裂した上祐派の施設に対しても，上祐派が“新

団体”「ひかりの輪」の設立を記者発表した翌日に立入検査を行うなど、教団に対する観察処分を厳正かつ迅速に実施した。

(参考) 過去5か年における立入検査実施状況

(単位：回、延べ施設、延べ人)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
実施回数	20	24	24	19	18
施設数	33	29	32	62	41
動員数	689	559	710	883	683

イ 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成19年5月、8月、12月及び同20年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

ウ 関係地方公共団体への情報提供

観察処分に基づく調査結果については、平成19年度において、16関係地方公共団体の長から延べ38回にわたり請求を受け、17関係地方公共団体の長に対し、延べ46回にわたり情報提供を行った（情報提供件数には、平成18年度中に情報提供できなかった2関係地方公共団体の長に対する、延べ3回にわたる情報提供を含む。）。

エ 団体規制法の施行状況の国会報告

政府は、平成19年4月、団体規制法の規定に基づき、平成18年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

オ 教団の活動状況及び危険性

教団については、立入検査や教団からの報告徴取等により、

- 平成20年3月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約300人を擁し、また、国内に15都道府県下30か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - 麻原の死刑判決確定（平成18年9月）後も、依然として麻原及び麻原の説く教義に絶対的帰依している
 - 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのである
- ことなどが認められた。

(2) 必要性

平成19年度において、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2地方公共団体及び5団体から教団に対する活動の規制強化などを求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いている。教団は、観察処分に付されている現在も、組織の実態や活動状況を偽ろうとする姿勢が顕著であり、公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合、松本・地下鉄サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結びつく危険な要素を増大させるおそれがある。

こうした状況の中、本政策は、教団の危険性の増大を防ぎ、我が国の公共の安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

(3) 効率性

教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性・有効性の高い措置であり、また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上において、又は教団の危険性の増大を牽制する上においても効率性・有効性の高い措置であると考えられる。

(4) 有効性

前述のとおり、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもあり、また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上において、又は教団の危険性の増大を牽制する上においても有効性の高い措置であると考えられる。

また、情報提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の有効性が認められる。

【達成目標 2】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 情報収集及び分析・評価能力の向上

- 国際テロ関係では、本庁にテロ組織等に関する証拠の準備を担当する国際破壊活動対策室を平成19年4月に新設し、国際テロ関連立証体制を構築することで調査体制の強化を図った。
- 平成20年7月に開催される主要国首脳会合（北海道洞爺湖サミット）を控え、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、平成19年4月に「G8サミット関連特別調査本部」を設置するとともに、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなどして、調査体制の強化を図った。
- 北朝鮮関係では、担当調査官を増員し、調査体制の強化及び情報収集能力の向上を図った。
- カウンターインテリジェンス^{*1}関係では、平成19年8月における政府決定である「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、新たに担当部署を指定するなどして関連情報の収集に向けた調査体制の強化を図った。
- 大量破壊兵器拡散関係では、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に係る訓練として、我が国が主催した海上阻止訓練「Pacific Shield 07」にオブザーバー参加したほか、諸外国及び国内関係省庁との緊密な情報交換を実施した。
- 官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- 本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。

- 外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

イ 破壊的団体等に対する調査

- 国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働きかけ及び出入国の動向などの適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

特に、ハイリゲンダム・サミット（ドイツ）の開催に際しては、北海道洞爺湖サミットへの脅威を把握する観点を中心に外国関係機関との連携を図るなどして、国際テロ組織、テロリスト等の不穏動向の把握に努めた。

- 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼす不法有害活動を最重点に情報収集を行った。
- カウンターインテリジェンス関係では、我が国の秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めた。
- 外事関係では、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の反日団体の動向把握や、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。
- 国内公安動向では、在日米軍再編問題や自衛隊海外派遣などをめぐる過激派等の動向、日本人拉致問題や領土問題、海洋権益問題、靖国神社参拝などをめぐる右翼団体の活動などに関して調査を実施した。
- これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。

ウ 政府・関係機関等への収集・分析情報の提供

- 上記ア及びイを通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（「内閣情報会議」、「合同情報会議」等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- 平成18年5月に改正された出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が外国人テロリストの認定を行うに当たって必要となる情報の提供に努めた。
- 平成19年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。

また、公安調査庁のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KOUAN/>）において、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、国民への情報提供を行った。

（2）必要性

国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、これらに迅速に対応するための適時・的確な情報に対するニーズが高まっており、同時に、公安調査庁の情報機関として

果たすべき役割の重要性もまた高まっている。

こうした状況の中、公安調査庁では、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる我が国内外の情勢に関する情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供し政府の施策遂行に寄与しているところであり、本政策は、我が国の公共安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

(3) 効率性

例えば、北海道洞爺湖サミットの開催に向けて特別調査体制を敷いて、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供したほか、その他の情報については各種資料を作成して配布したり、ホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供ができたと考える。

(4) 有効性

政策の性質上、政府の施策遂行にどの程度寄与したかを評価するには中長期的な視点からみることが必要な上、具体的に評価することは困難である。

しかし、前述のとおり、北海道洞爺湖サミットの開催に向けて特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことからその有効性が認められる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

(1) 達成目標 1

教団の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられることから、達成目標 1 については、おおむね達成できたと評価できる。

現在、教団の分裂により、主流派内において、麻原への絶対的帰依の徹底を進めるグループが組織運営の実権を掌握する一方、上祐派においては、観察処分を逃れるための“麻原隠し”がより一層推進されていることから、公安調査庁としては、更に教団の活動状況及び危険性の全容を明らかにする必要がある。

そこで、評価結果を踏まえ、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、予算要求を通じて、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施していく必要がある。

(2) 達成目標 2

政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられることから、達成目標 2 については、おおむね達成できたと評価できる。

現在、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等をめぐる情勢は従前にも増して緊迫と混迷の度合いを深めているほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動が引き続き活発であるとみられており、現下、我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在している。

特に、国際テロについては、平成19年度中も英国やドイツ等においてテロ事件等が発生するなど、その脅威は依然として深刻であり、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、国際テロ組織などと関係する者の発見や、その活動実態の解明などにつな

がる関連情報の収集を更に強化する必要がある。

また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく各種施策の平成20年4月からの施行（一部を除く。）に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

こうした状況の中、平成20年2月に情報機能強化検討会議が公表した「官邸における情報機能の強化の方針」では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」旨が指摘されているところであり、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られるこれらの情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供することによって我が国の公共の安全の確保を図るという政策の方向性は妥当であると考えられる。

そこで、評価結果を踏まえ、今後更に政府の施策遂行に寄与していくため、予算要求を通じて、公安調査庁における情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させるとともに、調査体制を充実強化していく必要がある。

6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）

「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- 「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
 - 6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等
 - ⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月情報機能強化検討会議決定）

「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」
- 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）

「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律について

同法は、団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。

同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び、当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一定

期間制限する「再発防止処分」の二つがある。

なお、「観察処分」の具体的な措置としては、①団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に、団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」、②同庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などの報告を受ける「報告徴取」、③その他、団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。

7. 備考

※1 「カウンターインテリジェンス」

カウンターインテリジェンスとは、「外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動」をいう。